

1. 水のまち郡上八幡にみる歴史的風致

(1) はじめに

郡上市八幡町の市街地（以降は、「郡上八幡市街地」と記載）は、三方を山に囲まれ、長良川の東側に位置する、旧城下町とその周縁部による市街地である。旧城下町の一部である郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区（以降は、「伝建地区」と記載）は、平成24年（2012）12月28日に重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、郡上八幡市街地には、伝建地区にみるような近世城下町を継承した町割と町家を広い範囲でみることができる。

郡上八幡市街地は、周囲を深い緑に囲まれた小さな盆地となっている。町の中央を流れる長良川の支流吉田川が西流し、市街地を南北に二分している。吉田川の北側は、支流小駄良川とその支流の初音谷川が流れ、南側は東から犬啼谷川、赤谷川、名廣川（乙姫川）、武洞谷川などの谷川が吉田川へ流れ込んでいる【2-1-1】。その他にも、サコと呼ばれる山の谷筋から幾筋の谷水が流れ込んでいる。また、町並みの背後にある山々の山林部に降る雨が、地下に浸透して伏流水として湧き出て、各箇所の湧水や井戸の水源となっている。このため、川から取水した水路、山水を引水した水舟、清水（シミズ）と呼ばれる湧水、井戸など水資源とその伝統的利用方法は豊富にある。これらの水資源は日常的に使用され、住民は水との関わりを大切に水と親しみながら暮らしている。夏になると吉田川の宮ヶ瀬橋から新橋の辺りや、八幡橋（通称：学校橋）付近では、子供たちの水遊びの様子がよくみられる【2-1-2、3】。



2-1-1 郡上八幡市街地を流れる河川、谷川



2-1-2 吉田川への飛び込み



2-1-3 吉田川での水遊び



2-1-4 宗祇水

大切にされている水施設の一つである「宗祇水」【2-1-4】は小駄良川と吉田川の合流地付近にある湧水で、連歌師宗祇に由来し、昭和49年（1974）に県史跡となっている。同60年（1985）3月には環境庁（現環境省）により名水百選に選定され、8月には第1回全国水環境保全市町村シンポジウム（通称「全国名水シンポジウム」）が郡上八幡で開催された。この頃から、当時の八幡町やさまざまな住民団体で水を活かしたまちづくりに取り組むようになり、水の恵みを活かす「水のまち郡上八幡」として広く知られるようになった。



2-1-5 大火後の北町（大正8年）

（2）郡上八幡市街地の形成

郡上八幡市街地は、近世初期に成立した城下町の地割や建築様式を継承しながら、近代化を迎える中で、旧城下町の北側にあたる北町をほぼ全焼する大火に見舞われる【2-1-5、6】。

大正8年（1919）7月16日午後2時、八幡町北町とは小駄良川を挟み、対岸となる尾崎町の瀧日製糸場繭乾燥場から出火した火災は、当時板葺であった北町へ延焼し、八幡町502戸（内訳 柳町



2-1-6 大火後の北町（大正8年）

161戸、殿町144戸、職人町55戸、鍛冶屋町35戸、正木町32戸、本町53戸、肴町22戸)と川合村97戸の599戸を焼失した。本町の1棟、柳町の1棟と桜町や城山中腹の社寺等は焼失を免れた。

当時の八幡町は大火後の復興事業として、大正8～12年(1919～1923)に道路拡幅とこれに伴う水路の付替え、防火水槽の設置、住宅建設用木材の供給、町営住宅建設事業を行った【2-1-7】。

大火後の道路復旧事業として道路の拡幅や新設を実施しているが、その内容をみると、避難路を確保し、城下町の形態を継承した道路整備であった【2-1-8】。職人町・鍛冶屋町間の喰違いと呼ばれる鉤型の道路と、柳町安養寺と裁判所の間の道路を直線とし、蓮生寺南側に鍛冶屋町から殿町に至る幅2間の道路を新設した。その他、鍛冶屋町から洞泉寺橋までを約1間拡幅、上柳町と下柳町の道路をわずかに拡幅するなど、殿町を除き道路を拡幅した。道路拡幅は大正9年(1920)3月までに竣工し、地主の承諾を有する新開道路は同年12月25日に完成するなど早期に工事は完了した。

復興事業の2つ目は、木材供給事業である。住宅の早期建設を実現するため、住宅建設用材として、八幡町では3か所の御料林立木の払下許可を得て、大正8年(1919)12月着手、同9年9月に伐採を終了し、時価より約1割～2割低廉に被害者へ分譲した。

復興事業の3つ目は、町営住宅の建設である。復興のなかでは、個人で再建した住宅もあるが、当時の八幡町では、集合住宅と、個別に建てられた住宅への融資を行っている。

復興事業では、大正12年(1923)5月までに甲乙丙の3種の町営住宅を建設した。甲種は公務員用で、下柳町10戸2棟の集合住宅と上柳町1戸である。乙種は県税戸数割免除者等用の集合住宅で、上柳町の一角に8戸2棟と4戸1棟である。乙種は昭和6年(1931)に2戸を解体し、部材を転用して南町の住宅建設に用いられた。昭和11年(1936)に甲種20戸と乙種18戸は払下となっている。

丙種は県税戸数割等級10等以下の中産階級以下を対象とした戸建ての住宅で、北町全体で231戸を建設した。町が建設費の10分の5を低利で融資し、住宅借受人が建設するもので、一定期間で融資額を完納した場合に所有権を譲与した【2-1-9、10】。丙種は規模により5種類とされているが、道路拡幅の潰地以外は大火前と同じ敷地割で建てられたものが多く、実際には八幡町が直営で同形態の住宅を建てた建売ではなく、個人で建てられたものであるため、間取りや高さも建物によって異なる。北町では大正末から昭和初期に建てられたものが多いため、この丙種の制度を活用して建てられたものも町並みを形成している。

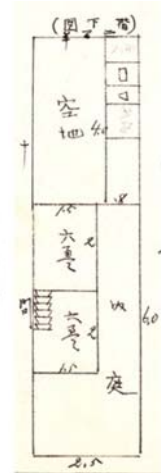
「起債関係書類」の「住宅図控」の間取りをみると、間口2間半～4間、奥行4間～9間の規模で、すべて1列型であり、丙種3種の1列鉤土間3室型や丙種4種の1列前土間2



2-1-7 起債関係書類



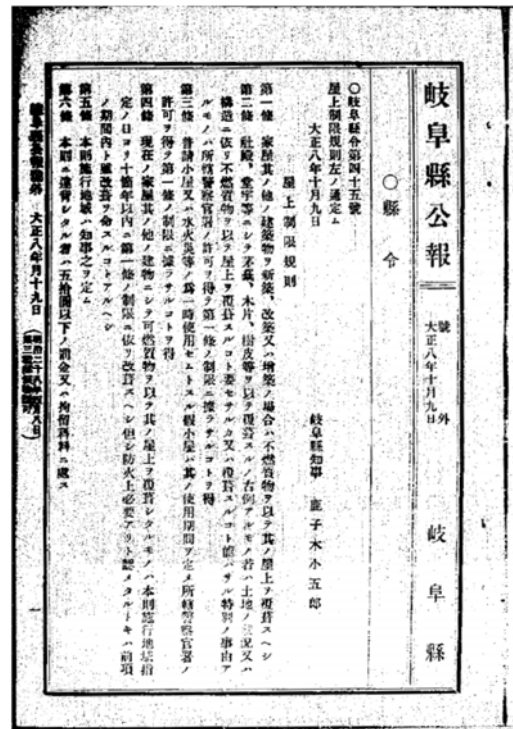
2-1-8 災害復旧道路に関する書類

2-1-9 丙種住宅
柳町配置図2-1-10 丙種住宅
4種計画間取り図

室型が多く採用されている。

建築様式に大きな影響を及ぼしたものとして、屋根葺材の制限がある。建造物の屋根を不燃材で覆うよう制限が課せられた大正8年(1919)10月9日付の岐阜県令第45号及び同46号によると、八幡町では猶予期間は10年とされた【2-1-11】。しかし、10年の猶予では6割余りしか実施できず、更に2年の猶予延期を設けている。大火直後は早期復興のため板葺で建設し、その後猶予期間中に、一部に瓦、セメント瓦葺がみられるものの、大半は金属板で覆われた。南町では、この屋根不燃化の最中、昭和2年(1937)5月22日、日吉町の八幡座から出火し、38戸を全焼、12戸を半焼、非住宅を28棟焼失する火災が起こっている。

大正末期から昭和初期の短期間に建てられた町家は、屋根は不燃化されたが、それ以外は伝統的な形式を継承している。この復興事業により地割や町の骨格は継承しながらも、防災性能の向上と早期復興を実現した。



2-1-11 大正8年10月9日付、
県令第45号「屋上制限規則」

(3) 建造物

1) 郡上八幡城

- ・郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区【重要伝統的建造物群保存地区】
- ・八幡城跡【県史跡】
- ・八幡城【市重要文化財(建造物)】

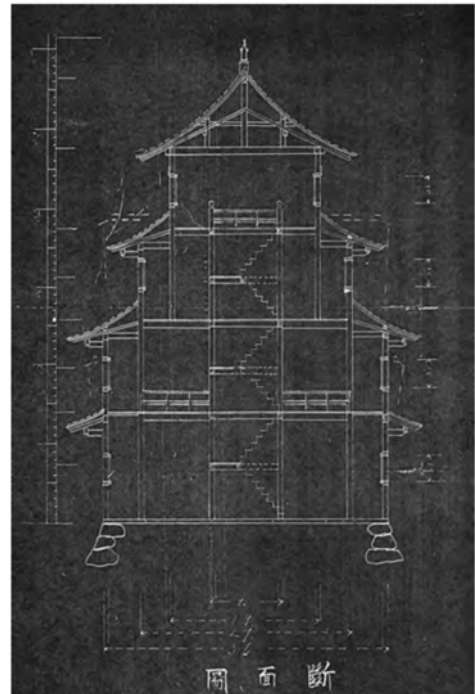
郡上八幡城は、永禄2年(1559)に遠藤盛数が、赤谷山の東常慶を攻め滅ぼした際、陣営を敷いた八幡山に城を築いたとされている。この八幡山は、南に吉田川、西に小駄良川が流れ、自然の堀の役目を果たし、麓には城下町となりうる平地を有し、山の東側は険しく、北側は尾根づたいに沿って集落が広がる。更に、和良筋、上之保筋、明方筋、下川筋と郡上全般への交通の中心地でもあり、飛騨・越前に通ずる要衝でもあった。山頂にあった八幡社を麓へ移し(小野八幡神社)、山城を築いた。郡上の地名により「郡上城」と称し、天明3年(1783)の『濃北風雅』に別名を郡城・虞城・積翠城と記されており、近代になってから八幡城と称するようになった。

天正16年(1588)に遠藤氏に代わり、稲葉貞通が入部すると城の改築に着手し、東北面に濠を掘り、山上に天守台を構え、山麓に居館を構えてこれを二ノ丸とした。慶長5年(1600)に貞通は八幡城の構えを根本的に改築している。城の東北面に新たに濠を掘り、山腹の平地に居館を設け、山上を本丸、この居館(下屋敷)を二之丸とした。山上には天守台を設け、北方の鍛冶屋洞に面して大きな井戸を掘るなど大規模な改造を行った。その後、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦い後、稲葉氏は豊後国臼杵へ入封され、旧領主であつ

た遠藤慶隆^{えんどうよしとしか}は、同年に郡上に復帰し、慶長6年(1601)から城の普請を行い、城の惣石垣、堀、松之丸、櫻之御門の普請を行った。寛文7年(1667)には、遠藤常友が山腹の本丸の構えを修復した。その後、井上氏、金森氏、そして青山氏が入部すると、二之丸を本丸として、新しく二之丸、三之丸が構えられた。

以上のような町並みが広がる城下町の象徴である八幡城は、明治4年(1871)の廃藩置県に伴い、城郭は石垣を残して取り壊された。その後、八幡町では、南北両町に町有の公園を整備するため、南町に愛宕公園、北町の城山に城山公園を設けた。大正2年(1913)に定めた特種積立金管理規定に、同3年(1914)に城山公園の造営を目的とする条文を追加し、積立を開始した。城山公園模擬城の予算を昭和2年度に計上し、同7年(1932)には当時の経済状態が低迷し、低利資金の未納が多く、その整理もできないなかで、失業救済のため城山公園模擬城建設を議会で決定した。

昭和8年(1933)に当時の八幡町は、大垣城(同11年(1936)国宝指定、昭和20年(1945)戦災で焼失)を模した木造4層の模擬天守を城山の天守台に建設し、隅櫓2基と築地塀も整備した【2-1-12、13】。昭和8年(1933)の議会事務報告によると、2月11日の建国祭記念日に上棟式、5月20日に天守閣が竣工した。第2期工事として櫻之丸に門と土塀、櫻之丸と松之丸に隅櫓各1基を新築し、10月28日に完成、11月3日に落成式を行った。模擬天守としては珍しい“木造”で造られた。八幡城の擬似天守は、現存する“木造再建城”としては日本最古として知られている。昭和9年(1934)の地震及び風害による復旧及び修繕を同年10月に行っている。昭和30年(1955)に城跡が「県史跡」に指定され、その後昭和62年(1987)に木造四層五階建の模擬天守は「市重要文化財(建造物)」に指定された。なお、昭和57年(1982)から平成2年(1990)にかけて地震や台風で崩壊した所を含め、石垣復旧工事が行われ、昭和63年(1988)には天守閣、平成2年(1990)に隅櫓^{すみやぐら}、正門、脇門、高塀、そして平成20年(2008)の城跡西側出丸上段石垣の修理が行われ、令和4年(2022)から令和5年(2023)にかけて郡上八幡城および登城道



2-1-12 八幡城模擬天守 断面図(昭和8年)



2-1-13 八幡城模擬天守
建設中(昭和8年頃)

路で耐震補強・改修工事が行われた。

大正8年(1919)の大火で焼失した安養寺は城郭跡の大火前の位置に再建され、城山中腹にあり、焼失を免れた岸劔神社は城山公園整備に伴い、昭和17年(1942)に北側へ移転した。その後、城山では、郡上郡の青年団活動を担い開墾の指導に当たった凌霜塾が、二之丸跡の一部と竹林の寄付を受け、昭和10年(1935)に塾堂の一部が建設された。また、八幡城跡は昭和32年(1957)には柳町から城山へ登るループ式道路を整備した。

2) 郡上市郡上八幡北町伝統的建造物群保存地区

【重要伝統的建造物群保存地区】

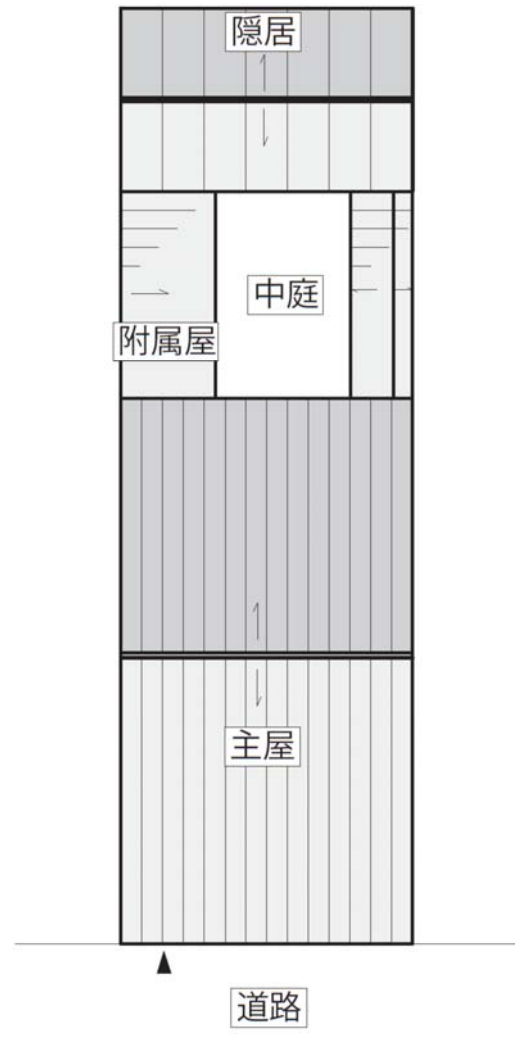
大正の北町大火から復興した郡上八幡北町は、八幡城下に広がる城下町の一部が平成24年(2012)に伝建地区となっている。伝建地区は、四方を山と川に囲まれた自然地形をいかした城下町の一部で、統一された様式をもつ町家が密度高く建ち並ぶとともに、湧水及び用水をいかした水利施設とが一体となって、城下町としての歴史的風致を今日によく伝え、非常に価値があるものと高いとされた。

建造物の特徴は、町家の主屋は総二階建を基本とし、切妻造平入り、真壁造で木部を紅殻塗とし、壁を漆喰塗とするものが多い。大正8年(1919)

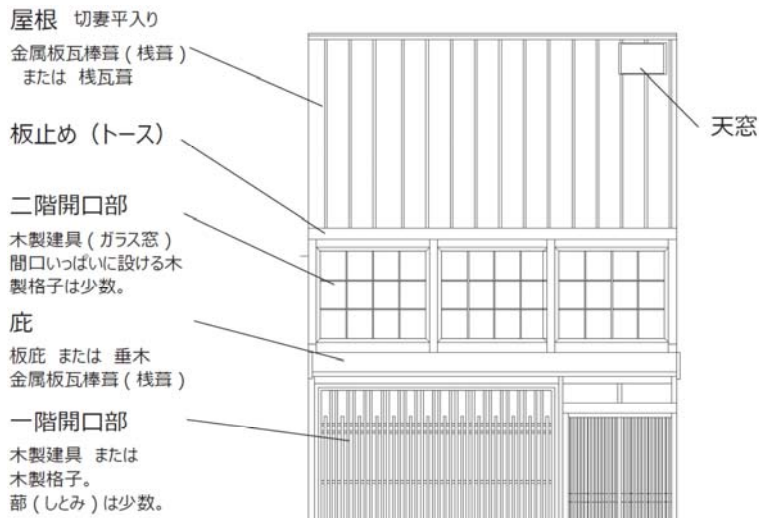
の大火後に岐阜県令によって屋根を不燃材で葺くように規制されたため、屋根は鉄板葺または瓦葺を基本とする。代表的な建物構造は、道路から半間から1間ほど下がって主屋が建ち、敷地の奥行によって、中庭、付属屋などが奥に配置される【2-1-14】。

1階の表構えは、土間部分をガラスの引戸とするものが多く、床上部に格子を設けるものや、葺の痕跡を残すものもある【2-1-15、16】。2階開口部はガラス窓を設け、漆喰塗の袖壁を設けるのが一般的である。軒は、「セイガイ」と呼ばれる腕木で桁を受ける形式で、1階と2階の間の庇は古い形式の板庇も見られる【2-1-17~19】。

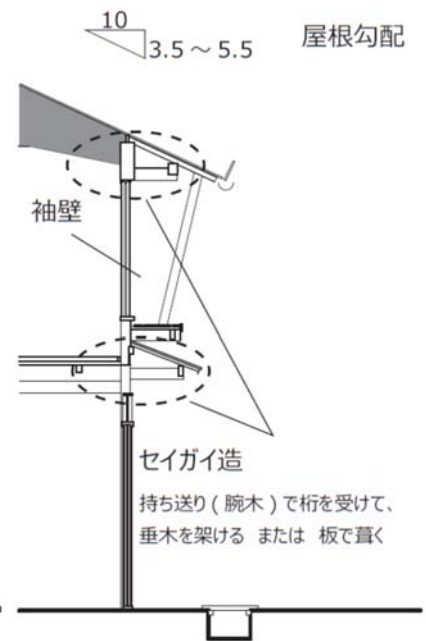
平面は、片側を通り土間とし、これに沿って表から「ミセ」、「イマ」、「ブツマ」の3室を1列に並べるものも多く、敷地の奥行に応じて2室や4室とする。限られた敷地を利用するために、敷地の傾斜を利用して、主屋1階床下に「シタヤ」と呼ばれる居室や、「ムロ」と呼ばれる貯蔵庫を設けるものもある。通りに面して前土間とするものは、おもに大手町、職人町、鍛冶屋町にみられ、作業場あるいは店舗とする。「イマ」は土間に面して開放とし、「イマ」や通り土間を吹抜とし、明り取りのための天窗を設けている【2-1-20】。



2-1-14 町家の配置



2-1-15 町家の外観



2-1-17 町家の矩計



2-1-16 藪(しとみ)



2-1-18 軒裏



2-1-19 板庇



2-1-20 町家の吹抜け

3) 旧堀谷医院【国の登録有形文化財（建造物）】

大正9年（1920）にこの建物を建造し、2代にわたって、この建物を医院として利用していた。建物は、木造二階建てで、外壁の仕上げは、微細洗い出しの疑石積みで、ざらざらに仕上げられており、2階の張り出し部に繰形、窓廻りに「まぐさ」が施されている。1階に大きなアーチ形窓、2階に上げ下げ窓を設けて対照的な開口形式をとっている。玄関ポーチの持ち送りと、欄間アーチには漆喰で意匠を凝らすなど立派な装飾が施され、欄間は半円に亀甲を組み合わせており、型ガラスは竣工時のものである。この建物は、市内の他の建物と同じく、平成12年（2000）に国の登録有形文化財（建造物）に登録された【2-1-21】。



2-1-21 旧堀谷医院

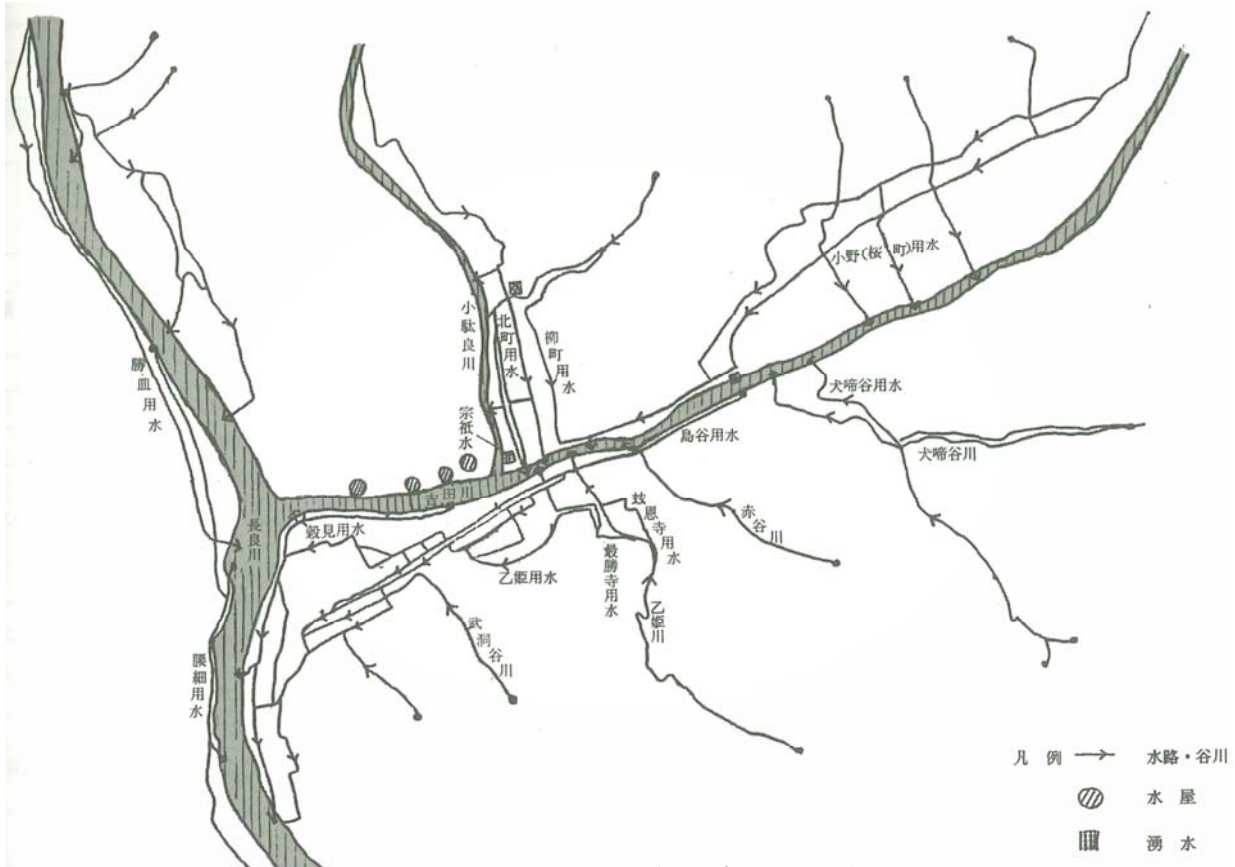
4) 宗祇水【県史跡】

小駄良川河畔、宮ヶ瀬橋近くに、昔よりこんこんと湧き出る泉が宗祇水である。文明3年（1471）に篠脇城主東常縁が連歌師宗祇に古今伝授を終えて、京へ帰る宗祇を見送る途中この泉水に至り、お互いに喉を潤したといわれている。別れに臨んで常縁が「もみじ葉の流るる竜田しら雲の花のみよし野おもひわするな」の一首を、宗祇にはなむけたと伝えられている。近世前期の郡上藩主遠藤常友は、この和歌に因んで「白雲水」と名付けた。また、近世中期の金森頼錦は、儒学者林信充に依頼してつくった漢詩は、石碑に刻まれて泉のそばに建っている。昭和49年（1974）に県史跡に指定された。昭和60年（1985）に環境庁（現環境省）の第1回全国名水百選に選定された【2-1-4】。

5) 伝統的水利用施設

①各地区に流れる用水

水のまち郡上八幡を代表するものの1つとして、各地区に張り巡らされている用水がある。代表的なものとして、北町を流れる北町用水と柳町用水、そして南町を流れる島谷用水、八幡町小野地区を流れる小野用水、小野用水から分水する桜町用水、吉田川と島谷用水の一部を取水する穀見用水、島谷用水の一部から分水する中野用水、そして、長良川から取水する五町用水等がある【2-1-22】。特に、柳町用水、北町用水、島谷用水は歴史的建造物が多く残る地域を通っており、郡上八幡の水のまちを代表するものとして、広く紹介をされている。しかしながら、それ以外の用水は、観光資源として注目はされていないが、上記の3つの用水とともに、いずれも人々の生活をはじめとして、田畑にひく農業用水としても、防火水槽などの用途等の水源などとして、用水1つにそれぞれの目的に合わせた機能・役割を担ってきている。このため、各用水のもつ役割は日常生活に深く関わり、その重要性は今日でも変わらず機能し続けている。

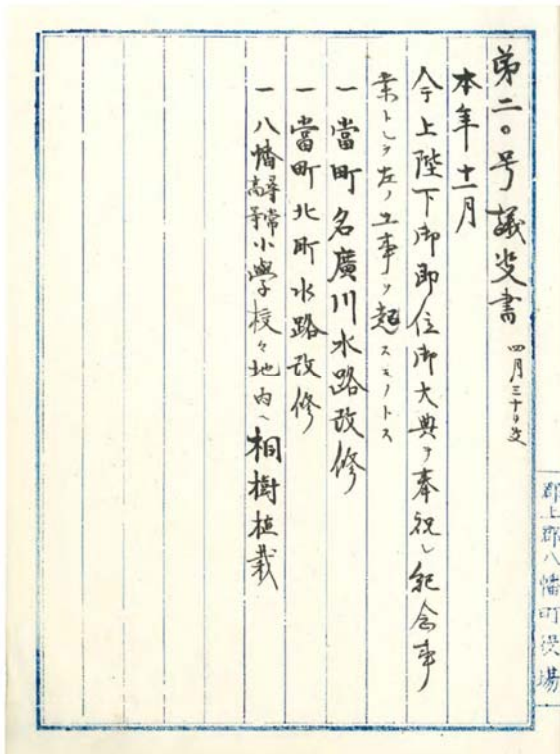


2-1-22 八幡町の用水路網図（1970年代）

元々、近世城下町の町割とともに城下町の骨格を形成してきた近世の水路は、「寛文年間當八幡絵図」【1-3-24】をみると北町に2本あり、1本は天ノ洞川（現初音谷川）から導水し、殿町東側を流れ、吉田川へと流れている（現北町用水）。もう1本は城付近から引水し、柳町にある大手町の武家地側を通り、大手町南端で殿町の用水に合流する（現柳町用水）。これらは御用水または御用水と呼ばれていた。南町には吉田川から取水した用水（現島谷用水）が東から西へ流れ、谷川の名廣川（乙姫川）が南から北へ流れる様子が描かれている。

文化7年（1810）「郡上町方法令之條目」（創文社『藩法集五』（昭和39年（1964）））によると「侍屋舗又は町中え取候用水え、不浄は不及申、掃除之節はちりあくた堅はき込申間敷事」とあり、水路の掃除について記述がある。天保11年（1840）「名主役中心得書」によると金森氏の統治期（元禄10年～宝暦8年（1697～1758））に天王洞川（現初音谷川）から取水した用水は柵を設けて殿町へ四分、町方へ六分に分水したとある。これは、町方を職人町～本町へ流れる町人地筋を流れる水路と捉えると、この頃から現在の北町用水の姿になったと考えられる。

近代になると、明治29年（1896）に御用水の修繕、同42年（1909）には殿町用水路隧道延長工事が行われるなど、水路を改修している。大正2年（1913）「八幡町會議録綴」によると、大正2年（1913）から10箇年の継続事業の一つとして、小駄良川から北町全部へ用水路を引き込むことが示されている。同年に定められた特種積立金管理規程で、「大字殿町着町職人町鍛冶屋町及び本町へ引用スル水路改修費積立金」があげられている【2-1-23】。



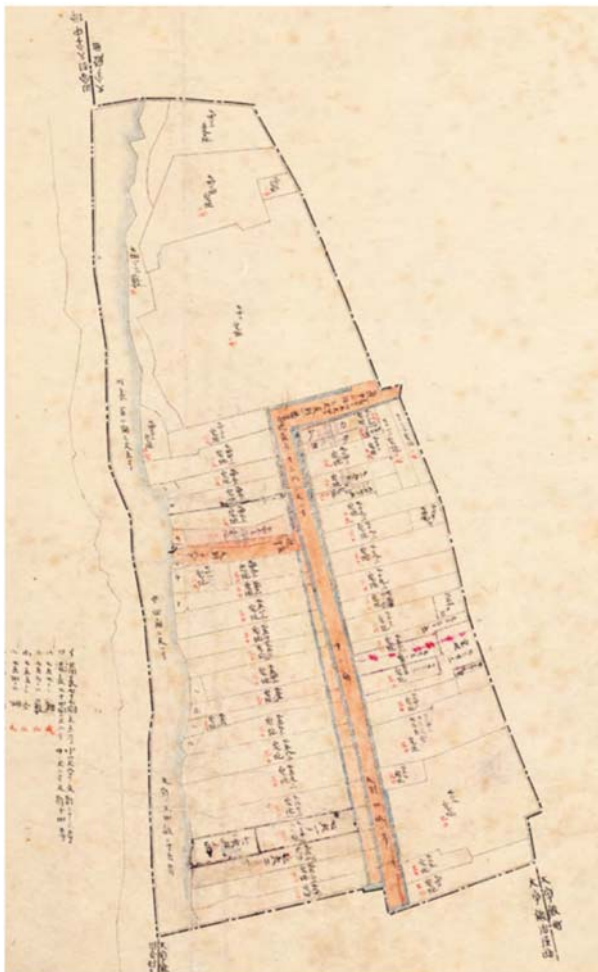
2-1-23 大正4年 八幡町会議録 第20号議決書



2-1-24 大正5年 北町用水改修工事



2-1-25 大正5年 北町用水改修工事



2-1-26 字絵図にみる水路の位置 (昭和6年)



2-1-27 安養寺の防火水槽 (大正11年設置)



2-1-28 島谷用水取水口 (昭和12年改修)

大正4年(1915)には「今上陛下御即位御大典ヲ奉祝し紀念事業」の一つとして「当町北町用水改修」を起すこととし、同年に中坪用水引用契約を川合村と締結し、大正5年(1916)には北町用水の水量確保のため改修された【2-1-24、25】。

北町用水の大正8年(1919)の大火後を見ると、旧町人地の職人町～鍛冶屋町～本町と大手町では、道路拡幅による水路の付け替え工事が行われている。昭和6年(1931)の職人町の字絵図【2-1-26】をみると、西側の宅地の一部を道路(朱色)と水路(青色)としているのが読み取れる。土地台帳をみても、僅少の敷地を地目変更しているのが確認できた。

また、安養寺には大火後の大正11年(1922)に柳町用水から引水した防火水槽【2-1-27】、長敬寺には昭和元年(1926)に北町用水から水を引きこんだ池が作られ、現在でも残っている。その他、近代化の過程で、製糸工場の立地や今町以西(いままち)(現在の新栄町や城南町辺り)が開けてくると、昭和12年(1937)には島谷用水を改修して、取水口【2-1-28】の整備を行い、市街地西部へと用水路網を延長した。

北町には柳町用水【2-1-29】と北町用水【2-1-30】があり、これらは近世の取水箇所や経路を改変しながら、現在に受け継がれてきた。現在の水路は、平成2年(1990)に柳町、同4年(1992)に職人町・鍛冶屋町で郡上石を三面貼にした、開渠の水路として改修したもので、セギを落とし込む溝を各戸に1か所設けて、伝統的な水利用方法を継承できるように整備されている。

柳町用水は初音谷川から引水し、伝建地区の柳町の東側を流れ、新橋より下り、吉田川へ放水する。近世の武家地が近代に小割にされた柳町には、大正8年(1919)の大火後に建てられた、間口2間半～3間ほどの町家が建ち並んでいる。柳町用水は片側水路だが、通りの両側の家が使用する。

北町用水は小駄良川の上流から引水し、殿町と大手町、職人町と鍛冶屋町を流れ吉田川へ放水する。北町用水は殿町筋の旧武家地、職人町～鍛冶屋町～本町は近世の町人地を流れている。こちらは通りの両側にある。町並みは、職人町から南へ下るに従い、敷地奥行が深くなる。柳町と同様に、大正8年(1919)の大火後に建てられた町家が残っている。

各戸の前に設けられた溝にセギ板を落とし込み、水位を上げて、洗い物などに使用する。目的を終えたと、セギ板を抜き、もとの水位となる。共同の洗い場ではなく、各戸が随時使用できる個別の洗い場である。

職人町の水路の上、町家の皮下には、「職人町」と町内名がはいった防火用のバケツがつるされている【2-1-31】。大火の教訓から防火意識の表れとしても重要なものであり、現在では、北町を中心に「消火用」と書かれた防火用のバケツがつるされている。

南町の島谷用水は、吉田川から取水し、川沿いか



2-1-29 柳町用水 セギ



2-1-30 北町用水 職人町、鍛冶屋町

ら南町を流れ、また吉田川や長良川へと戻されている。取水口から吉田川沿いを流れる間に、いくつかの共同の洗い場が設けられている。常盤町と吉田川の間を流れるいがわ小径と呼ばれる水路では、3か所設けられた共同の洗い場と【2-1-32、33】、水路を泳ぐ川魚が目を引く場所となっている。現在「いがわを親しむ会」によって、維持・管理がなされている。また、民家の軒下に自家用の小さな箱状の「エイ箱」があり、用水の水を引き込み、すぐにまた用水へ戻され、常に水が入れ替わる構造をもっている。この「エイ箱」は、南町の新町・今町に特に多く、ここでは魚やコイなどが飼育されている【2-1-34】。

その他にも、先に挙げた小野用水でも、八幡町小野地域に張り巡らせており、洗い場やカワドなどがあり、地元住民の手によって管理がなされている。その小野用水の一部が、北町の桜町用水へと流れており、最後は吉田川へ放水される。犬啼川から取水する犬啼用水、名廣川（乙姫川）から取水した慈恩寺用水、最勝寺用水、乙姫用水も町中をめぐり、島谷用水に合流し、そして吉田川や長良川へと流れる。吉田川の下流付近へ取水し、島谷用水の一部も流れる穀見用水は、地区の管理組合によって管理がなされている。そして、穀見用水や島谷用水から分水し、周囲の山からの水を取水とする中野用水は、稲成・穀見地域へと流れ、長良川へ流れる。

なお、小野用水などは、年1回井普請（郡上では田んぼに引くための用水路の清掃を自治会ないし水路利用者同士で行う共同作業のこと。郡上八幡市街地では田んぼが少なくなったため、用水路や排水路、側溝や枡などの維持管理を行う）が行われており、地域住民とのつながりを保つ役割も担っている【2-1-35】。これ以外にも、例年6月の第2週の前後に八幡市街地一斉清掃と呼ばれる自治会・地区全体での清掃活動が行われている。このときには、各地区単位で各用水の清掃等が行われている【2-1-36】。



2-1-31 軒下につるされたバケツ



2-1-32 島谷用水 洗い場



2-1-33 島谷用水 いがわ小径の洗い場



2-1-34 島谷用水のエイ箱



2-1-35 井普請



2-1-36 やなかの水の小径（島谷用水）の清掃

②水利用施設

近世、近代と受け継がれてきたものは水路だけではなく、郡上八幡市街地では、伝統的に使われている水利用施設を用いて山水や井水、河川等の水を利用する営みが行われてきた。水源により分類すると、まず、河川や谷川の自然の流れを利用した洗い場や、河川から引込んだ水路に設けられる洗い場があり、それらは「カワド」「洗い場」「水屋」などと呼ばれる。水路にはセギ板を落とし込んだ小規模な洗い場があり、「セギ」という。また水路から底下に設けた箱状のものに水を引き込み、すぐ、水路に戻すものを「エイ箱」「エ箱」などと呼ぶ。次に、山で湧いている山水を箱状のものに引水し、段階的に使用するものを「水屋」または「水舟」という。「水屋」ないし「水舟」は、山水を水源としている場合、利用者が水源地までの山道の草刈りをしたり、取水口周辺の掃除をしたりして、水利用施設の維持・管理をしている。湧水を地面に埋められた水舟で使用するものは「清水（シミズ）」といい、代表的なものとして「宗祇水」がある。最後に、地下を掘り、水を汲み上げて使用する「井戸」には、個人井戸、主屋奥で隣接する2戸に1カ所、共同で使用する仲間井戸（共同井戸のことをこのように呼ぶ場合がある）、地区や組等の共同で使用する共同井戸がある。市街地全体には、このようなさまざまな方法の伝統的水利用施設が分布している【2-1-37】。



2-1-37 伝統的水利用施設 配置図と事例一覧

ア. 水屋・水舟

2～3段に分かれた階段状の水槽を上段から水が流れ落ち、上流ほど良い水質を必要とする用途で使われるものを「水舟」と呼び、そこに屋根がかかるものを「水屋」と呼んでいる。山水をパイプで導水して利用する水舟は、山の斜面沿いの尾崎町地区に集中し、多くの共同水屋がある。また宗祇水のような湧き水を水源とする湧水井も、水舟が設置されている。他にも、水道水や井戸水を使った水舟も登場している。

イ. 井戸

地下水をくみ上げて利用する井戸は、手押しや電動ポンプで使うもの、また敷地内や道路沿いに位置するものと様々な形で存在している。その上、個人利用と共同利用のものがあり、道沿いにある共同井戸は、近隣の住民等が利用している。北町では個人井戸が、南町の東側と山裾では共同井戸が多くみられる。また、かつて井戸の跡が道の中央や狭い道端にみられ、これらは通行時の障害となるため撤去されたものと考えられる。

ウ. セギ

水路に設けられた溝に板を落とし込んで、一時的に水位を挙げることで、道路より低く流れる用水を使いやすくする板を「セギ板」と呼んでいる。セギ板の高さは、水路の縁より低くつくっており、水が水路から越水しないようにしている。一時的に高めた水位は、板を取り除くと元の水位に下がる。セギ板の利用は、北町用水や柳町用水で多く見られる。

エ. エイ箱・エ箱

用水の水を家の側にちょっと引き込んで利用するために軒下に設置される小さな水槽をエイ箱（エ箱）と呼んでいる。引き込まれた水はすぐに用水に戻され、常に水が入れ替わる構造をもち、開閉可能な金属の格子がかけられて上からのぞき込むことができる。

オ. 洗い場・カワド

洗い物のために水に近づくための足場などを設けられたもので、用水では「洗い場」、川では「カワド」と呼んでいる。こうした所は、屋根がかけられたものも多く、カワドではセギ板を使うことがある【2-1-38】。



2-1-38 乙姫川のカワド

(4) 活動

1) 水のまちの生活の営みと管理

① 水利用施設の利用

先に紹介した伝統的水利用施設については、それぞれ用途に合わせて人々の生活の中で利用がされている。具体的な各水施設の利用については、以下の通りとなる。

ア. 水屋・水舟

2～3段に分かれた階段状の水槽は、原則、上段を飲み水、中段をすすぎ水、下段を洗い水に使用していたが、場所によって用途を取り決めているところもある。例えば、【2-1-39】の写真のように、水舟写真の奥が上段で飲用として使用し、中段が写真の女性が作業をしているように、野菜などの泥落とし、すすぎ、飲み水や果物などの冷却、花への水あげなどの利用目的を段ごとに割りあてている。そして、下段が洗い水として使用されている。水舟は、限られた水を多目的、段階的に有効利用するという仕組みをもち、そのためには水質を保つためのルール共有が重要になっている。



2-1-39 水舟で野菜を洗う住民

イ. 井戸

井戸には手押しポンプ型と電動ポンプ型がある。前者は、植物の水やりや防災のためのほか、道沿いに設置されている場合に打ち水や融雪に使用をしている【2-1-40】。後者の場合は、水道水とほぼ同じように使えるため、家のなかの必要な所に引き込み、洗濯や風呂、床冷暖房などに利用している。上水道がない時代は、井戸は飲み水として重要で数多く存在しているといえる。



2-1-40 井戸端で遊ぶ子供

ウ. セギ

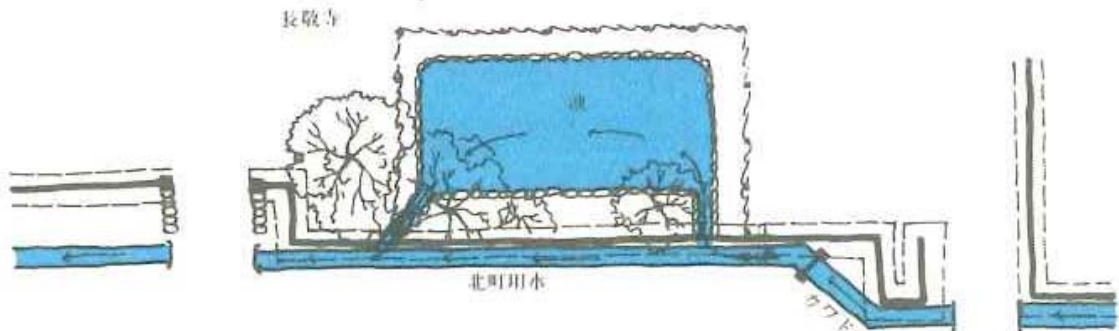
水路に設けられた溝にセギ板を落とし込んで、一時的に水位を挙げることで、道路より低く流れる用水を使いやすくしている。そこで、洗い物、如雨露や柄杓で水を汲んで花の水やりや打ち水に使っている【2-1-41】。また、柳町、職人町、鍛冶屋町の各家の軒には初期消火用のバケツを設置しており、火事の際に初期消火で使用出来るようになっている。これも大正の北町大火の教訓が生かされている。



2-1-41 セギで水を溜めて使用する様子

エ. エイ箱・エ箱

個人で軒下に設置しているもので、魚（現在では鯉）を育てているものが多くなっている。こうした形は、南町の島谷用水に集中しているが、北町用水の一部では寺にある池の水として引き込んで、元の北町用水に戻すという形で水を取り込んでいるところもある【2-1-42】。



2-1-42 北町用水から引用する池の構図（出典：渡部(2010)『水の恵み受けるまちづくり』, p39.）

オ. 洗い場・カワド

水量が豊かな流れに接して設置されているため、昔は洗濯を行い、オムツまで洗われていた。上下水道や洗濯機が普及した現在では洗濯ものとして利用が非常に少なくなったが、すすぎや野菜の泥落としなどの洗い物には使われている【2-1-43】。これらは、共同で利用されるため、やや離れた家からの利用者も多く、交流の場ともなっている。



2-1-43 洗い場でのすすぎ

②水利用施設の今昔

ア. 歴史

特に水路や河川や谷川での日常的な使用については、昭和30年代まで遡って確認することができる。これは、昭和36年（1961）編纂の『郡上八幡町史 下巻』に水利用についての記載があり、共同の清水（シミズ）、共同井戸、カワド（洗い場）の記載と写真がある。カワドについては、主に洗濯に用いられており、上流か下流で使い分けていたようで、洗濯物のすすぎや、野菜を洗っている情景が見られた。また現在でも、すすぎや野菜の泥を落とすなど洗い物や、夏場の打ち水に使用されている。夕方になると柄の長い柄杓で汲み上げ、道路に水を散布する様子はよくみられる。冬場は、消雪として使用されており、道路に積もった雪を水路に落したりしている。

イ. 水源（山水）の今昔

次に水源を山水とする水利用をみると、城下町の柵形の外にあたる、街道筋の尾崎町に多くみられる。尾崎町は、街道に沿って町家が密集して建っており、規模や高さ、外観は、殆ど旧城下町と変わらないが、通りからみると二階建、川からみると三階建て、川に面したところに地階を設けているところに特徴がある。川へ直接下りられるよう階段を設けているところもあり、川との関係も密接である。大正8年（1919）の大火は尾崎町が火元であったため、焼失しており、大正8年（1919）以降の建物が多し【2-1-44、45】。

山水を水源としているため、周囲の山々にパイプなどを設置して引水している。山水を引水して利用する木製の水受け用具は、すでに説明した「水舟」、上屋付の水舟は「水屋」と呼ばれる。近年では木製以外の水舟も見られる。水舟は水槽が2～3段程度の箱形をなしており、上段で受けた水は飲み水、中段はすすぎ水、下段は洗い水といったように、多目的な水利用に適した形をなしている【2-1-46】。水舟や水屋は、山と小駄良川や吉田川に挟まれた尾崎町に多数分布しており、個人またはそれぞれが組合を設けて管理している。

ウ. 水源（湧水）の今昔

山水の利用と似ているが、地表近くの湧水を引水して、地盤面に埋め込まれた水舟を、用途に分けて仕切って使用しているもので清水（シミズ）とよばれるものがある【2-1-47】。山際では尾崎町や柳町の城山中腹、下小野にみられ、川沿いの湧水では、小駄良川と吉田川合流点付近の宗祇水、吉田川沿いにもみられる。宗祇水は、江戸時代から「白雲水」「宗祇水」として大切にされてきた。大正8年（1919）に「宗祇倶楽部」が結成され、県史跡になって以降は「宗祇水奉賛会」として週に1回の当番制で、金曜日の朝に本町の4つの班が交代で宗祇水周辺の清掃をしている。上水道が普及するまでは日常的に使用されており、本町だけでなく、肴町、小駄良川の向かいの尾崎町も使用していた。水道普及



2-1-44 尾崎町 通りからみた町並み



2-1-45 尾崎町 川側からみた町並み



2-1-46 尾崎町の水屋



2-1-47 城山中腹の清水（シミズ）

後も冬の漬物用の野菜を洗うときに使用している。昭和 57 年（1982）の水害で被害を受けたが、復旧し、現在に至っている。

エ. 水源（地下水）の今昔

最後に、4 つ目の地下水をくみ上げて使用する井戸の使用についてみると、南町の島谷用水より南側の通りあたる現在の常盤町は、江戸時代は赤谷村の「中藪」と表記されている場所であり、文政 5 年（1822）の赤谷村家帳では、中藪に屋敷は見られなかった。明治になり、幕末に江戸から引き揚げてくる藩士のための住宅として長屋が建てられたところであるといわれており、この地区は「^{しんだて}新建」と呼ばれていた。文化 11 年（1814）の城下町の図をみると、通りが敷設されており、明治維新当時の藩士邸宅位置図には 29 軒みられる。明治 21 年（1888）調製の土地台帳によると、中藪には川沿いに畑が多いが、宅地化が確認できる。現在でも、昭和 30 年代以前に建てられた長屋や町家が建ち並んでいる。



2-1-48 常盤町の町並み

【2-1-48】。

井戸には個人で利用するものと、2～3 軒で使用する仲間井戸、数軒で使用する共同井戸がある。昭和 38 年（1963）に上水道施設が完成するまでは、山水のないところでは、井戸が生活用水の中心であったため、南町には井戸が多くみられた。

③水を守り育てる人々・伝統的水利用を発信する人々

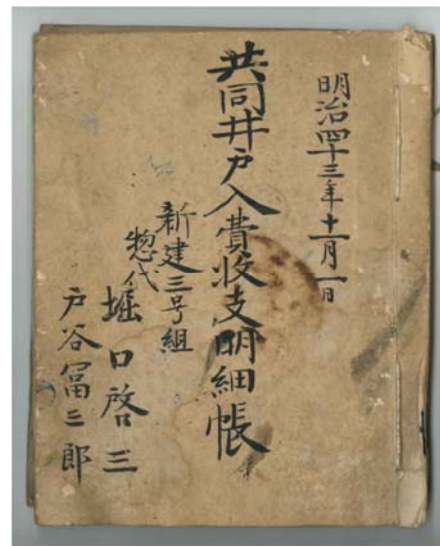
水利用施設を支えてきたのは、先述の内容と重複する部分ではあるが、ここでは使い手による維持・管理についてふれる。ここでは、水を利用することだけでなく、水源や排水路等を含めて清掃や修繕等を行っており、特に共同利用をする施設では、自治会単位であったり、組合や守る会を組織したりして、ルール of 更新、費用の徴収などを行って住民たちで運営されている。ここでは、代表的な組織（解散組織を含め）等を紹介する。

ア. 常盤町井戸組合

現在の八幡町島谷地内にある常盤町では、上の井戸、下の井戸【2-1-49】と 2 か所に上屋付の共同井戸があり、それぞれ井戸組合により維持管理されている。そのうち下の井戸の組合には、「新建三号組共同井戸 入費収支明細帳」【2-1-50】が保存されている。明治 43 年（1910）に共同井戸の土地を購入し、登記した時点から始まっており、1 冊目は昭和 45 年（1970）までの明細が記され、2 冊目は現在も帳簿として継続してつけられている。併せて「領収書綴」もある。「収支明細帳」には、登記の書類も所収されており、土地台帳の期日と一致する。「収支明細帳」の内容は、主に積立金、組合費、修繕費、井戸替え、地租の納税にかかる経費などである。



2-1-49 常盤町 下の井戸



2-1-50 共同井戸 収支明細帳

新建にある井戸として、明治43年（1910）以前から使われていたと考えられる。帳簿が記載されたところは釣瓶井戸であったが、大正5年（1916）11月10日に唧筒井戸への改修工事を行っている。明治45年（1912）1月7日付で「44年1月井戸替余金預り 35銭」とあり、明治44年（1911）1月に井戸替えを行ったことが分かる。井戸替えについては、大正2年（1913）1月4日付で「井戸替費用戸数割 2円46銭」とあり、毎年1月に支出が記載されているわけではないが、大正13年（1924）からは1月上旬に、酒や豆腐などが毎年計上され、新年に組合の集会、総会、新年会などと名称を変えながら継続されている。12月末には井戸掃除が行われ、修繕費には、屋根板代、大工手間、ポンプ部品などがあり、組合で井戸の維持管理を継続してきたことがわかる。

イ. 宗祇水奉賛会(宗祇倶楽部)

大正8年（1919）に「宗祇倶楽部」が結成され、昭和49年（1974）に県史跡に指定されて以降は「宗祇水奉賛会」として週に1回の当番制で、金曜日の朝に本町の4つの班が交代で宗祇水周辺の清掃をしている。

ウ. さつきの会

昭和56年（1976）に、八幡に住む郷土郡上八幡を心から愛する人たちによって、当時八幡町のまちの花であった「さつき」に因んで会の名とし、八幡をよりよい町にと目的とする会として誕生した。当初はこの会はボランティア活動としてよりも、まちの活性化を願って積極的に町当局に意見具申を行う政策的研究集団として出発していた。

主な活動として、吉田川の水質保全を最重要課題として、水質の資料を提供して汚染防止の啓蒙活動、河川沿いに花壇やベンチの設置、市街地名所に水舟の設置、いがわの小径に鯉の放流を行った。文化面では、町内の伝統文化保存活動への協力、図書館への図書寄贈等を行ってきた。会としては新規入会を積極的には行っておらず、会の平均年齢が段々と高齢化していったことで、活動に支障が出てきたこともあり、平成27年（2015）に解散をした。

エ. いがわを親しむ会

平成2年(1990)に、設立当時の会長が会の設立の15年ほど前から個人的に用水路(いがわの小径)に魚を放流したり、水路の泥さらいなどを行っているうちに、有志が集まり発足をした【2-1-51】。目的は、ゴミが捨てられないように水路の環境をつくることで、島谷用水の一部であるいがわの小径を中心に用水路の清掃や維持管理を行い、アマゴやイワナ、鯉を放流して飼育をしている。観光協会の協力を得て、観光客に魚のえさを売った売上げを活動資金の一部としている。



2-1-51 会の活動の様子

こうした活動が認められ、平成6年(1994)に建設省(現国土交通省)より「手づくり郷土賞」が、平成28年(2016)に市より郡上市政功労者の「地域づくり功労」が、そして平成29年(2017)には岐阜県より「清流ミナモ賞」が授与されている。

オ. 北町用水・柳町用水の川掃除当番と水路部会

昭和50年代後半に、北町用水・柳町用水の老朽化による3地区からの要望を受け、当時の八幡町役場が歴史的水路整備として町なみに合わせた改修を行い、柳町、職人町、鍛冶屋町で町並み保存の機運が高まった。そして、昭和61年(1986)に柳町町並み保存会が発足のきっかけに、平成3年(1991)に職人町、平成5年(1993)に鍛冶屋町に町並み保存会が発足した。これらの保存会には、水路委員会があり、用水の維持管理保全活動と班持ち回りの水路当番を担っていた【2-1-52】。

現在も、これらの用水のある3地区では、当番制で掃除を行っている。例えば柳町では、約140戸が班に分かれ、各班から当番を出して、日替わりで掃除をしている。年に一度は、流れを止めて、全戸から一人ずつ出て、一斉清掃を行っている。移住して来た人にも、地区長を通して水路を守る活動について説明を行い、また、掃除当番の際には参加している。



2-1-52 用水に当番札と道具

カ. 地域行事としての取り組み

ア～オのように地元住民による有志や保存会の取り組みを紹介したが、これに限らず、水利用施設は日常生活に溶け込んだものである。その維持・管理については、自治会ないし地区、または個人で日常的ないし定期的に維持・管理をしている場合が大半である【2-1-53、54】。そのなかで、水利用者または自治会活動による水利用施設の維持・管理として、先にも紹介をした井普請や市街地一斉清掃(なお、郡上八幡市街地以外では「クリーン作戦」といういい方もある)がある【2-1-35、36】。毎年恒例の行事として、地域住民が協力し合い、地域の連携・つながりをもつ役割をもちあわせている。



2-1-53 維持管理されている山水の水源



2-1-54 北町用水取水口の清掃の様子

2) 郡上本染

水のまち郡上八幡には、水に関わる伝統産業もある。それが郡上本染であり、藍で生地を染める「藍染」と大豆のしぼり汁を加えて染める「カチン染め」がある。現在、八幡町立町の渡辺染物店でこれらの技術は受け継がれている。

① 渡辺染物店

渡辺家は代々紺屋を業とし、菱屋安平を襲名しており、現当主で15代を数える。9代目安平は八幡城主より島方の庄屋を命ぜられるなど、渡辺家には古文書が多く伝わっており、宝永元年（1704）のものがもっとも古い。また、型紙約300枚が保存されている。

同家の主屋は天保期に建てられたものを、明治8年（1875）に改築した二階建である【2-1-55】。正面の1階は江戸時代を感じさせる格子で、2階は間口いっぱい格子がはめられ、明治期の特長がみられる。1階の表側は土間敷きで、甕^{かめ}が埋められており【2-1-56】、主屋裏の石畳【2-1-57】、江戸時代から伝わる道具類とともに、「郡上本染の仕事場と道具一式」として、昭和38年（1963）に県重要有形民俗文化財となっている。



2-1-55 八幡町立町 渡辺染物店



2-1-56 建物内の瓶場（県重要有形民俗文化財）



2-1-57 主屋裏の石畳（県重要有形民俗文化財）

②郡上本染

郡上本染は、先に説明したとおり藍染とカチン染めの2種類があり、現在渡辺染物店でのみ受け継がれている。15代目の渡辺一吉わたなべかずよしさんは、「郡上本染（市指定重要無形文化財）」の保持者として、時代に合わせて伝統技術を活かす取り組みもしており、タブレットが入るかばんや、コースターなど現代の暮らしに寄り添う作品の製作もしている。また、伝統技術の継承・普及を目的に、地元の小学校で郡上本染の講師もしている。

ア. 藍染

藍染とは、「藍」から加工した染め液を地下に埋めた甕で醸成し、これに木綿、麻など何回となく浸して紺色に染め上げる技術である。日本古来の植物性染料による染色方法で、これを生業とする職種を紺屋といい、現代までこの技術を伝承している紺屋は、現在数少なくなってきた。藍染とカチン染めの工程では、水路や河川で行う作業があり、ともに水との関わりが深い【2-1-58～61】。



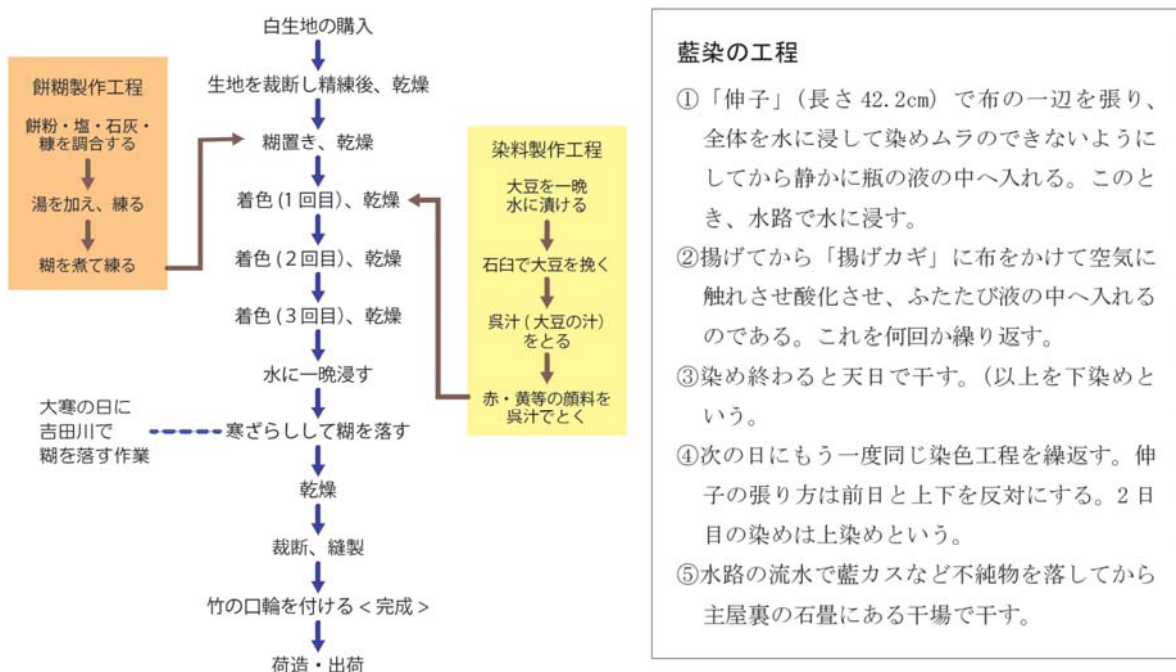
2-1-58 瓶場での染色作業



2-1-59 主屋前の水路（乙姫用水）で洗う



2-1-60 藍染の干す風景



2-1-61 郡上本染 カチン染め鯉のぼりの製作工程と藍染の工程

イ. カチン染め

カチン染めとは、もめんにモチノリで輪郭をとり、顔料や墨、藍などの大豆汁を使って着色する染色方法で、古くから大工、左官など職人の半纏や神社幟、鯉幟などを染めるのに用いられ、庶民の生活とは深いつながりをもつといわれている。カチン染の工程で、大寒の日に吉田川または小駄良川でモチノリを落す、寒ざらしの作業がある【2-1-62、63】。これは、郡上八幡の水とともにある伝統的な産業が継承されている姿をみることができる冬の風物詩である。この鯉のぼり製作の工程は、地元の小学生を対象に伝統を伝えるものとして、学校単位で体験学習を実施している。また、令和6年（2024）1月には、外国人観光客に作業を体験してもらうモニターツアーが初めて行われた。



2-1-62 寒ざらしの作業風景



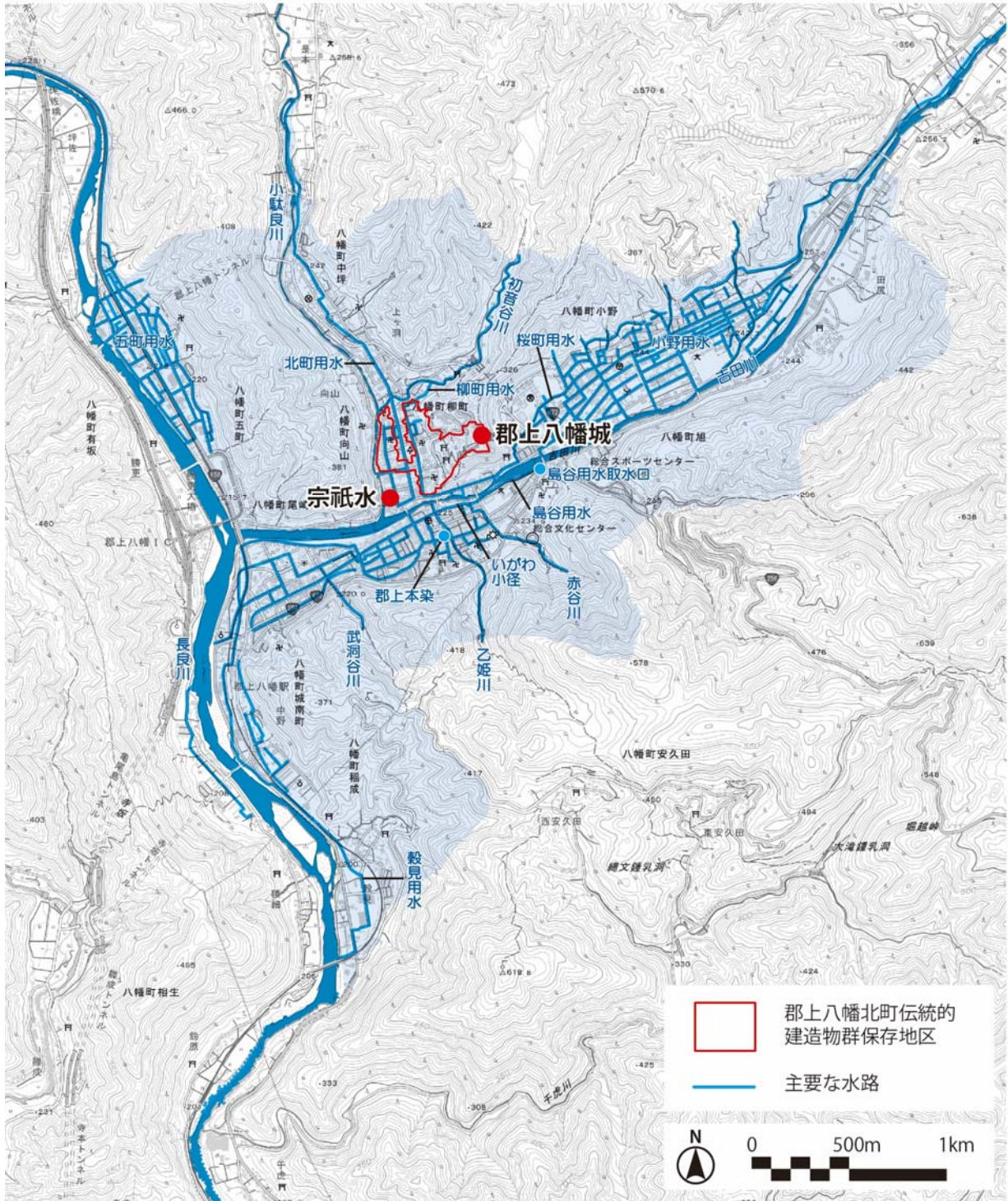
2-1-63 寒ざらしをする鯉のぼり

（5）おわりに

郡上八幡市街地は、近世初期に形成された山と川に囲まれた城下町で、町の骨格が変わることなく近代化を経て、現代に受け継がれてきた。北町は大正8年（1919）の大火で焼失したが、大火後も町家が建てられ、間口2間半～3間ほどの小規模な町家は、旧城下町の範囲とその周縁部にも広がり、郡上八幡市街地全体でみることができる。

その市街地には、近世からの水路が時代とともに改変されながらも、町中にめぐらされている。河川や谷川、水路に加え、湧水を使った清水（シミズ）や水屋、井戸など、水源に応じた豊富な水利用施設がみられ、飲用、洗い物、野菜等の冷蔵、防火、融雪、道路への打ち水、鉢植え等への散水、川魚の育成、子供たちの水遊び場など様々な形態で水を利用している。これらの維持管理には、「水屋組合」「井戸組合」などで共同管理され、祭事やまちの行事への協力にもつながっている。柳町及び北町用水は「川掃除当番」として日々清掃されて、今日まで水と向き合い、水の恵みを活かす取組は住民の間で途絶えることはなかった。また、山水の水源となる町並みの周囲にある山々の各所で清掃や草刈り、井普請や市街地一斉清掃などの水利用者や自治会・地区が協力した奉仕作業を通して、水環境に限らず水源となる周囲の山々を含めた景観の維持が図られている。

郡上八幡市街地では、城下町の歴史とともに水を大切にし、水と向き合う人々の活動により、市街地のいたるところで多様な水利用形態がみられる。また、郡上本染の「寒ざらし」は、大寒の厳しい寒さのなか、清廉な吉田川または小駄良川に浮かぶ色鮮やかな鯉のぼりが、水とともに営んできた伝統を伝えている。目でみて感じる水の透明感、肌で感じる水と風の清涼感、耳にする流水の水音が、伝統的な町家建築による町並みに、歴史と人の暮らしの息づかいを感じさせ、周囲の山々の景観とともに、「水のまち 郡上八幡」の固有の歴史的風致を形成している。



地理院地図（国土地理院）に歴史的風致の範囲、要素を追記して作成

2-1-64 水のまち郡上八幡にみる歴史的風致の範囲図

コラム 「水のまち」をめぐるさまざまな活動

先に「水を守り育てる人々・伝統的水利用を発信する人々」で、紹介できなかった近年の活動について述べる。

平成25年(2013)に結成された「特定非営利活動法人 郡上八幡水の学校」は、平成27年(2015)に解散した「さつき会」の理念を引き継ぎながら、水に関する資料・文献収集、水環境の調査研究、ガイドツアー開催、水関連施策の提案等を行っている【2-1-65】。とりわけ、大学等の調査研究の支援、さらには新しい水利用のかたちの提案や実現を目指して、地元住民だけでなく、早稲田大学をはじめとした、各地の教育機関とも連携して活動している。平成28年(2016)には、市と協力をして、郡上八幡の水のまちを紹介した冊子



2-1-65 まちなか疾走調査の様子



2-1-66 水の学校オープンキャンパス

「水のまち 郡上八幡 水のめぐみを活かす知恵～郡上八幡の水環境とまちづくり～」を発行している。また、コロナ禍での中止を挟んでいたが、例年7月の最終の土曜日・日曜日に「水の学校オープンキャンパス」を開催し、2日間に渡って水環境に関するセミナーや現地調査、子供らを対象にした川遊び体験や水路探検を実施している【2-1-66】。これは、学びと遊びの2つのアプローチから、郡上八幡の水文化を知り、体験してもらうための機会を設けている。

また、第1章の未登録文化財の項目で説明をしているが、昭和40年代に多摩美術大学の渡部一二先生(当時)らの「水のまち郡上八幡」に関する研究発表を契機に多くの水環境に関する調査研究や水辺施設再生の取り組みが進められている。令和4年(2022)には、早稲田大学のサテライト研究室「saoco lab.」を八幡市街地に開設したことで、「郡上八幡を対象とした」研究・調査・発信の拠点だけでなく、地域住民のとの交流拠点ともなっている。この「saoco lab.」では、「郡上八幡 水の学校」の活動をはじめ、令和4年(2022)と令和5年(2023)には市が一般社団法人郡上八幡まちづくり会議に委託して、開催された「あすの郡上八幡をみつけるゼミ」、令和5年(2023)に実施した市街地活性化調査およびその実証実験等にも参画しており、さまざまな角度からの研究・交流と知見による新たな「水のまち郡上八幡」の活動が期待される。